

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 市民課 浅井支所
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長浅第2号
委 託 業 務 名 称	浅井支所庁舎エレベーター点検保守管理委託業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内保町
業 務 の 概 要	三菱昇降機(1989年1月設置)油圧式・3階・45m/min・乗用750kgの 点検保守管理
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 (税 込)	541, 200円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 草津市矢倉2丁目4番23号 [名 称] 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社 滋賀支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	エレベーター設置メーカーにより保守点検が行われることにより、設置管理の 精度を高め、安全性を確保することができる。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超え ないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は 目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。